

2021.02.21

第2回鳥取県埋蔵文化財センター  
調査研究成果発表会資料

# 小鴨氏・南条氏の再検討

- 1 はじめに
- 2 南条宗勝
- 3 小鴨元清
- 4 まとめに代えて

倉吉文化財協会 眞田廣幸

## 1 はじめに

### 東伯耆

- ・河村郡（湯梨浜町・三朝町・倉吉市の一部）
- ・久米郡（倉吉市・北栄町の一部）
- ・八橋郡（琴浦町・北栄町の一部）

### 小鴨氏

倉吉の小鴨地区を本貫とする武士団。平安時代末より戦国時代にかけて東伯耆に勢力を張った。

### 南条氏

室町時代に東郷池南岸の羽衣石谷を中心に勢力を伸ばした戦国大名。

南条宗勝の子が小鴨家を継ぎ、小鴨元清を名乗る

## 深化する小鴨氏・南条氏の研究

岡村 吉彦（鳥取県立公文書館）

・2010年「戦国期戦争下における伯耆国人の動向－天文期の南条国清の活動を中心に－」（『鳥取地域史研究』第12号）－文献①

日置 桑左エ門（新鳥取県史編さん専門部会委員）

・2019年「戦国大名毛利氏と羽衣石南条氏－永禄末～天正初年の東伯耆－」（『伯耆文化研究』第20号－文献②）

高橋 正弘（中世史研究家）

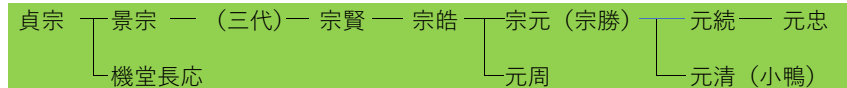
・2019年「東部戦線異状あり 東伯耆に燦る問題」（『戦国因幡と武田一族 余話』パブフル）－文献③

共通するのは「元清」

## 2 南条宗勝

### 南条氏

塩谷高貞の次男、南条貞宗を始祖とする。貞宗は貞治5年(1366)に羽衣石城を築城し拠ったという。



- ・建武3年(1336) 『高師直施行状案』 「南条又五郎」
- ・文安4年(1447) 『建内記』 「南条伯耆守護代」
- ・文明12年(1480) 『山名政之注進状』 「南条下総入道討捕候」

## 宗勝のこと

永禄6年(1563)

・(永禄六年)五月廿四日付け毛利元就・吉川元春・小早川隆景連署書状(小寺家文書)

「…以其故南豊・村太和合之調之由候…」

「南豊」=南条豊後守

・(永禄七年)九月三日付け毛利元就書状(折紙)(小寺家文書)

「一為始宗勝、伯州各無二之覚悟之由、乍勿論尤専要候」

鳥取県『新鳥取県史資料編』古代中世1古文書下 2015 一部改変

## 大智院宗派之口面書(円通寺 豊岡市)

永六癸亥季五月十六日棟豊第三年於宗鏡寺拈香、同廿三日ヨリ伯州下向也、自津山舟ニ而朝之四ツ時小船ヲ出シテ宵ノ四ツ時ニ伯州泊ノ要害下江着岸也、其ヨリ光孝寺マテ三里也、光孝寺ノ正受院へ到着、南条豊後守ヲ号宗勝、親父三十三年当日六月四日也、陸座拈香共花庵作也、七月十七日ニ自伯州大塚至津山着岸也、暫時於円通寺逗留、

鳥取県『新鳥取県史資料編』古代中世2古記録編 2017 一部改変

・天文9年(1540)

尼子詮久(晴久)が尼子から大内へ転じた毛利元就の本拠地である郡山城(安芸高田市)を攻撃。

『郡山籠城日記』に「敵は伯耆南条、小鴨」と記されている

この郡山城の攻撃は失敗

・天文11年(1542)

周防の大内義隆が尼子氏の本拠地である富田城(安来市)を攻撃

「伯耆南条氏」は大内方

・天文12年、大内軍多くの犠牲を払いながら撤退。



南条氏、伯耆国から離れる  
帰国は永禄5年(1562)

## 『真継文書』

(封紙ウハ書)

南条勘兵衛尉

真継兵庫助殿

国清

御宿所

猶々、大原茂以別紙可申入候へ共、無相易之儀候条、相心得可申入旨候、

態令啓候、拙者事先日茂雖申入候、武田依申分、作州至大原罷退、二今爰許令逗留候、就中防州差下候飛脚、一両日已前上着仕候、從御本所様御書持進入候、從下御飛脚僧至取鳥被指越候之条、御参会候而、防州様躰、具可被尋聞候、於御下向者、爰元ニて諸事可得御意候、恐々謹言

四月八日国清 (花押)

真継兵庫助殿

御宿所

鳥取県『新鳥取県史資料編』古代中世1古文書下 2015 一部改変

高橋正弘

天文15年(1546)

(2017年『戦国因幡と武田一族 中編』kindle版)

岡村吉彦

天文16年から17年

(文献①)

## 南条勘兵衛尉国清とは

・1978年『東郷町誌』では

南条宗勝の子、元統が勘兵衛尉を称することから「国清」=「元統」と推測

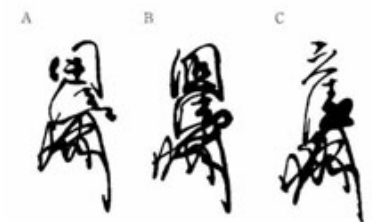
・岡村吉彦文献①では

元統が勘兵衛尉を名乗るのは天正8年(1580)以降とし、「国清」=「宗勝」とする

そして、

「国清」→「元清」→「宗勝」

と変遷したという



南条国清と南条元清の署判

A 南条国清の署判

【史料2】1月24日南条国清書状(『真継文書』)

B 南条国清の署判

【史料4】4月8日南条国清書状(同)

C 南条元清の署判

永禄5年11月9日南条元清書状(『東郷町誌』所収「荒井茂臣氏所蔵文書」)

※いずれも筆迹によるトレース図

岡村文献①より

## 「南条元清」と「小鴨元清」別人説

根拠になったのは一湯梨浜町に鎮座する松尾神社の宮司荒井家に伝わる文書

日置条左エ門 2009年「北条八幡宮蔵の戦国期の資料-伯耆南条領に関連して-」（『鳥取地域史研究』第11号）

「荒井家所蔵文書（中世文書写）が、示され、この写本文書を一覽して元清寄進状に封紙が伝えられており、これが丁寧に書き写されたことがわかった。」

「上書ニ如此アリ  
松尾神主 南条豊後守元清」

岡村吉彦文献①の註27

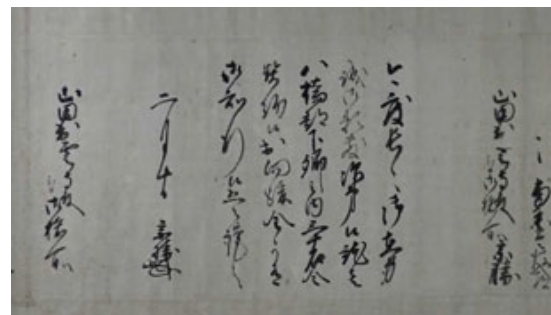
本来、この文書には「松尾神社神主 南条豊後守」の端書部分があり、それがいつしか欠損したものであることがわかる」

荒井家文書  
南条元清寄進状  
湯梨浜町）  
松尾神社之儀、七拾五石等之儀、為新寄進申付之候、然上者、拜殿造立祭礼儀、無残可被勤事專一候、恐々謹言、

永禄五  
十一月九日

元清  
花押

鳥取県『新鳥取県史資料編』古代中世1古文書下 2015 一部改変



山口文書館所蔵

岡村文献①  
小鴨元清は天正3年（1575）段階で「小鴨左衛門尉」と称している。当時の慣例上、「豊後守」の後に「左衛門尉」を拝受することは考えられない

「国清」→「元清」→「宗勝」

南条宗勝書状 山田家文書  
（中）第一紙切封ウラ書  
「墨引」 南条豊後入道 宗勝  
山田出雲守殿  
まいる御旅所  
今度長々御在身誠御頼敷次第候、就其八橋郡下郷之内三十石令契約候、於向後全可有御知行候、恐々謹言、  
二月十日  
宗勝（花押）  
山田出雲守殿  
まいる御旅所

鳥取県『新鳥取県史資料編』古代中世1古文書下 2015 一部改変

日置文献②では認める立場 高橋文献③では否定の立場

## 3 小鴨元清

### 南条宗勝の死

- ・天正3年(1575)10月14日前に南条宗勝が急死する
- ・『伯耆民談記』には、尾高城主杉原盛重の毒殺説を記すが、事実ではない
- ・宗勝の子、元統と小鴨元清、関係者14名が、それぞれ毛利氏に対して起請文を提出している



倉吉古文書を読む会編 『鳥取県中部郷土の古文書』1974年

小鴨元清起請文

吉川家文書

今度親に候者不慮之病死、不及是非次第候、抑宗勝事、芸州様之以御威光入国被仕、三郡之儀被致案、堵候、寔御厚恩不浅存候、就其拙者進退之事、然々宗勝不被置定様に候、此時者、一統江礮被加御詞、被成御引立候者、猶以可忝候、殊数年於寺原致逗留、御父子様御懇切之段、自今以後忘却有間敷候、然上者、芸州様之事者不及申、对元統申候て茂、聊存別心間敷候、自然和議之族於有之者、被尋聞召可被仰聞候者、弥可忝候、右之旨於偽者、

可罷蒙、日本国中大小神祇、梵天、帝釈、四大天王、別而當国一宮大明神、大山権現、三徳三所権現、氏八幡大菩薩、摩利支尊天、天満大自在天神神罰冥罰之御罰者也、仍起請文如件、

天正三年  
拾月十四日  
元春様  
進上  
元長様 人々御中  
小鴨左衛門尉  
元清 花押血判

鳥取県『新鳥取県史資料編』古代中世1古文書下 2015 一部着色

謹而言上仕候、抑今度<sup>當</sup>勝不慮病死、不及是非候、宗勝之儀、芸州以御威光入国被仕、年来就御引立、当三部無異儀依被仰付、于今各案着御芳恩、誠御入魂不淺次第候、然間、元統若輩之条、近年宗勝江被懸御目姿不相背此節、別而被付御心、於自今以後者、当伴家、弥長久被相統候之條、一切々可被加責意事、可目出候、自然從他家和議之族申乱子細御座候者、被尋究、確被成御救候者、万々可忝候、如此申上候時者、芸州江之儀者不及申上、对元統、向後無二不可構逆心候、此度、元春様御懇切、聊致忘却有間敷候、若右之旨趣於偽申上者、可蒙罷

- 梵天、帝釈、四大天王、惣而日本六十余州大小神祇、
- 当国、一宮大明神、大山地蔵権現、三徳山三所権現、杵築大明神、殊八幡大菩薩、摩利支尊天、天満太、自在天神神罰冥罰御罰者也、仍誓紙如件、
- 南条 九郎左衛門尉
- 天正三
- 拾月十四日信正 花押血判)
- 山田出雲守 重直 花押血判) 油木々工助 清次 花押血判)
- 一条市介 清綱 花押血判) 山田久介 久清 花押血判)
- 津村新兵衛尉 基信 花押血判) 豊島宗介 隆 花押血判)
- 南条彦二郎 清綱 花押血判) 春日弥兵衛尉 定信 花押血判)
- 鳥羽安芸守 久友 花押血判) 泉養軒 長清 花押血判)
- 中村八郎左衛門 久友 花押血判) 小嶋左京輔 基 花押血判)
- 橋本大蔵大輔 景正 越振遠江守 綱 花押血判)
- 進上 渡辺左衛門大夫殿 一宮右京進殿

鳥取県『新鳥取県史資料編』古代中世1古文書下 2015 一部着色

今度<sup>當</sup>勝不慮病死、不及是非候、抑親候者事、芸州以御威光入国仕、年来依御引立、当三部無違儀被仰付、于今御厚恩之故案着之段、誠御入魂不淺次第候、然間、我等事若輩之条、近年宗勝江被懸御目姿、乍恐不相易、此節、別而被副御心、自今以後、伴家弥長久相統候様、每篇可被加御意事所希候、自然從他家和議之族申乱子細於在之者、被尋究、確可被作救立儀、万々可忝候、如此申上候時者、对申芸州、向後毛頭不可構別心候、乍勿論、元春様此度御懇切、往々聊忘却有間敷候、若右之旨趣於偽者、可蒙罷

- 梵天、帝釈、四大天王、惣而日本六十余州大小神祇、
- 当国、一宮大明神、大山地蔵権現、三徳山三所権現、杵築大明神、殊氏八幡大菩薩、摩利支尊天、天満太、自在天神神罰冥罰御罰者也、仍誓紙如件、
- 南条又四郎
- 元統 花押血判)
- 天正三年 拾月十四日
- 元春様
- 元長様 参

鳥取県『新鳥取県史資料編』古代中世1古文書下 2015 一部着色

### 起請文の疑問点

- ・ 不慮の病死
  - 福山事件 - 天正4年 (1576)
  - 山田重直が「元来尼子ノ者」であった南条家中の福山次郎左衛門を討ち果たす。上方への内通

吉川元春書状写 (山口県文書館)  
 南条兄弟逆意聞き及び、福山二郎左衛門事、申し懸くるの處、忽ち御打ち果し、比類無し(候脱カ)。この上は、御父子別心無き所、眼前に候。此方全く隔心無く候。毎事油断無く忠節抽でらるれ(者脱カ)執着せしめ候。委細、この者申すべく候。恐々謹言。  
 駿河守  
 七月三日  
 山田出雲守殿  
 同 内蔵人殿  
 同左衛門大夫殿  
 これを進らせ候  
 高橋文献③より

吉川元春書状 小寺家文書 略  
 「福山事者証拠頭然」と申茂候、重疊儀候間、某許衆も不相紛之段、可有分別候、一其以後家中相鎮、無異儀候哉、承度候、爰元下向之五人衆半、互別而深重被申談、向後此方馳走候之様、調肝要候、未落着候、重而何かと和議も候へハ、不可然候、此段ハ其方も可為分別候、略  
 八月一日 元春 花押)  
 「第二紙切封ウワ書」  
 (墨引)駿河守 小口佐渡守殿進之候 元春」

山田重直外四名連署起請文案 小寺家文書  
 至今度芸州各被召下候、然者当家無二不可被作救立旨、元春様不被残御内証、重疊被仰聞事候条、罷上有躰之申分候キ、乍勿論吉田様、元春様江元統御身上、又御家来之儀付而、和議之段、一言茂申上子細無之候、且御家之為ヲ存知、且各身躰之為を存知、聊無別儀候、於向後自然何かと申族御座候者、旨趣被仰知、又自是茂可得御意候、若右之旨於偽者 略  
 天正四十月十六日  
 鳥羽安芸守 久友  
 南条備前守 信正  
 泉養軒  
 津村新兵衛尉 長清  
 山田出雲守 基信  
 重直

鳥取県『新鳥取県史資料編』古代中世1古文書下 2015 一部改変

・ 「福山事者証拠頭然」とは  
 ・ なぜ山田重直外四人が芸州へ召し下され、復命ではなく、起請文を元統に提出しなければならなかったのか

・「就其、拙者進退之事、然々宗勝不被置定様に候、此時者、元統江礎被加御詞」

(拙者進退の事、然々定め置かれざる様に候。この時は元統へ礎たと御詞加えられ、御引き立て成され候者、なお以て添かるべく候。)

高橋文献③では、小鴨元清にも南条家家督の継承権があったと考える

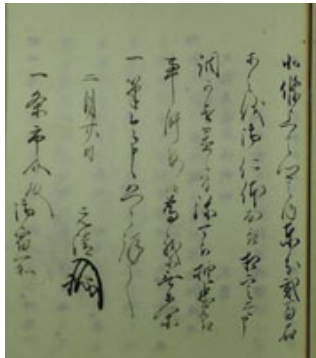
- ・南条又四郎元統と小鴨左衛門尉元清  
又四郎元統は通称  
左衛門尉元清は官途（左衛門尉は小鴨家にとって歴史的な官途）
- ・元統が兄、元清が弟か  
『信長公記』には「南条勘兵衛御身方として相拘え候、おなしく舎兄小鴨左衛門尉岩倉と云う所に居城」
- ・元清の「清」は、父「国清」の通字

### 高橋正弘文献③では

- ・元清にも南条家家督権の継承権があった
- ・家督継承の時期は、常識的には宗勝の死後だが、宗勝の伯耆帰国後や入道した時点にも発生している
- ・松尾神主宛の元清書状は、国清の引退に伴い元清が一時的に南条家の家督を預託される立場に置かれていた事を意味する。
- ・「一時的」とは、元清が小鴨家入りする事実に基づいての表現
- ・元清の宗家転出も、その後の進退を束縛していなかったことは、宗勝生前の緩慢な態度「然々宗勝不被置定様」に投影されている

別人説の否定

### 一条市介宛て元清文書のこと



『防長風土注進案』（山口県文書館）

防長風土注進案 山口県文書館  
北条上之郷之内東方式一百石等儀、御仁体於被相定者、申調可遺置候間、亦可被抽忠節事肝要候、為我等無等閑一筆令申候、恐々謹言  
二月廿一日 元清 花押  
一条市介殿 御宿所

山口では毛利元就の四男穂田元清の文書とする  
日置文献②で紹介された

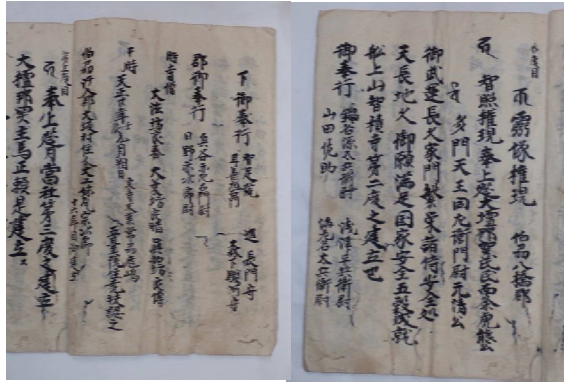
一条市介 - 由良要害の城主？

北条上之郷二百石の給付権は元清に無い？  
元清 = 宗勝とすれば「御仁体」とはだれか？

### 小鴨氏のこと

- ・小鴨氏が史料上に現れるのは  
平安時代の寿永元年（1182）、『吉記』に「基保称小鴨介」とある
- ・鎌倉時代の六条八幡宮造営注文写（建治元年／1275）に「小鴨又次郎」の名がある
- ・同正和5年(1316)に六波羅探題が発給したと思われる御教書に「小鴨左衛門尉」の名がみえる。伯耆守護代か。
- ・室町時代の嘉吉元年(1441)の嘉吉の乱では小鴨之基が功を立て、備前守護代を拜命する。小鴨安芸守之基
- ・大館常興書札礼の伯州衆之事には、小鴨安芸守と小鴨弾正忠が記載されている
- ・小鴨神社の扁額に、「寛正二年（1461）」、「鴨部隠岐守久基」とある

## 4 まとめにかえて



文禄元年(1596)三月十三日付け「豊臣秀吉朱印状写し」

「南条左衛門尉」

(『船上山権現棟札写帳』(元禄一七年/一七〇四大雲院所蔵))

天正20年(1592)に船上山智積寺第2度の建立棟札

南条虎熊(元統の子)は「賀茂氏」を称し、元清は南条姓になっている。元統は、前年の天正19年(1591)に43歳で亡くなっているが、元統も天正9年(1592)に大日寺鎮守社を再興している。その棟札には「加茂氏南条元統」と記すと『伯耆民談記』にある

## 東伯耆の中世城館

小鴨氏-岩倉城

小鴨川流域には

打吹城跡、市場城跡・四十二丸城跡・大谷城跡などの規模が大きく中核的な城跡が分布する



市場城



打吹城



四十二丸城

南条氏-羽衣石城

東郷池周辺には

白石城跡・河口城跡・川上所在城跡などが分布



川上所在城跡



白石城跡



河口城跡